

509 観光客宿泊数アップ支援事業
(着地型旅行商品開発促進事業費)

所管省庁等	県単	県担当課等	観光交流課 観光地づくり担当
事業の種類	⑫		

1 事業の目的・趣旨

ニューツーリズムの創出に取り組む団体の活動を活性化し、地域の特性を生かした着地型旅行商品の創出を図ることで誘客促進を目指す。

2 根拠法令等

着地型旅行商品開発促進事業費補助金交付要領（平成23年6月1日 観光第47号）

3 事業主体

市町村や観光協会等が連携して設置する協議会、地域で活動する民間団体

4 対象事業

事業主体が企画する着地型旅行商品の企画・広報宣伝活動など

5 補助対象経費

事業の企画立案経費、モニターツアーの催行にかかる集客活動経費、商品の宣伝・売込経費など

6 財政支援措置（補助率等）

補助対象経費につき、市町村が補助した額の1/3以内（ただし200千円を上限）

7 補助対象期間

単年度

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

事業計画書を観光交流課に提出。審査による事業採択後、交付申請書の提出を経て交付決定

9 最近の事例

26年度 那須町

10 HPアドレス等

なし